

9 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- (1) 大学入試センター試験の出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病等）のため受験上の配慮を希望する者には，申請に基づき大学入試センターで審査の上，受験上の配慮を決定します。
 ただし，この配慮は，出願後の不慮の事故等を対象とするものであり，出願時まで申請すべき内容であった場合には配慮しませんので，申請し忘れないよう十分注意してください。
 また，申請が試験直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する配慮が行えないこともあります。
- (2) 不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に志願者本人又は代理人が，平成 26 年 1 月 15 日（水）までに「受験票」及び「医師の診断書（任意の様式）」を持参し，申請してください。なお，「医師の診断書（任意の様式）」には，**発症等の時期及び大学入試センター試験において希望する受験上の配慮が必要な理由を必ず明記**してください。大学入試センターでは，「問い合わせ大学」から回付された書類を審査の上，配慮を決定し，「受験上の配慮事項決定通知書」により通知します。「受験上の配慮事項決定通知書」受領後は記載内容を本人等が確認し，申請した配慮事項等に漏れがある場合は，直ちに大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）まで直ちに連絡してください。
 なお，障害等の程度や希望する配慮によっては，十分な審査を行うため，「医師の診断書」以外の書類等の提出を求めることがあります。

【申請から受験上の配慮事項の決定・通知，受験までの流れ】

